

平成30年9月

美里町教育委員会定例会議事録

平成30年9月教育委員会定例会議

日 時 平成30年9月27日（木曜日）

午後1時32分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（4名）

教 育 長 大 友 義 孝

1 番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

3 番 委 員 留 守 広 行

4 番 委 員 千 葉 菜穂美

欠 席 者 教育委員（1名）

2 番 委 員 成 澤 明 子

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 佐々木 信 幸

参事兼学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐 角 田 克 江

学校教育専門指導員 木 田 真由美

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

課長補佐兼近代文学館館長 草 刈 明 美

教育総務課文化財係技術主査 岩 渕 竜 也

説 明 員

国際航業株式会社 河 村 太一郎

国際航業株式会社 増 戸 保 明

傍 聴 者 なし

議事日程

- ・ 平成30年8月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第 2 3 号 平成 3 0 年度美里町議会 9 月会議について

第 4 報告第 2 4 号 平成 3 0 年度生徒指導に関する報告（8 月分）

第 5 報告第 2 5 号 平成 3 0 年度学習・生活習慣調査（第 3 回）に関する報告

第 6 報告第 2 6 号 区域外就学について

・ 審議事項

第 7 議案第 1 3 号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針の一部改正

第 8 議案第 1 4 号 美里町文化財保護委員会への諮問について

・ 協議

第 9 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

第 1 0 美里町学校再編について（継続協議）

・ その他

第 1 行事予定等について

第 2 平成 3 0 年 1 0 月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

- ・ 平成30年8月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第23号 平成30年度美里町議会9月会議について

- ・ 審議事項

第 7 議案第13号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針の一部改正

第 8 議案第14号 美里町文化財保護委員会への諮問について

- ・ その他

第 1 行事予定等について

第 2 平成30年10月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告事項

第 6 報告第26号 区域外就学について【秘密会】

第 4 報告第24号 平成30年度生徒指導に関する報告（8月分）【秘密会】

第 5 報告第25号 平成30年度学習・生活習慣調査（第3回）に関する報告【秘密会】

- ・ 協議

第 9 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）【秘密会】

第10 美里町学校再編について（継続協議）【秘密会】

- ・ その他

午後1時32分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。

今日は悪天候でございます。現在の気温12.6度だそうです、この地域については。少し、石巻のほうは16度とかなっているようですけれども、この辺はかなり寒いなというところがございます。

9月に入りまして、臨時会もありましたが、学校行事のほうもいろいろあります。今後もありますけれども、委員の皆さんにも出席いただいている行事等もございました。本当にありがとうございました。今後もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、座って進めさせていただきます。

ただいまから平成30年9月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含めて4名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立っております。

なお、成澤委員から本日欠席の旨、連絡がございますので申し添えさせていただきたいと思ひます。

それから、説明員としまして、教育次長兼教育総務課長、教育総務課課長補佐、それから後ほどですが教育総務課の学校教育環境整備室長、また学校教育専門指導員、青少年教育相談員が入室する予定となっております。あわせて今日の議案の中で、近代文学館の関係もございしますので、館長と技術主査が入室させていただくこともございしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会議議事日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、8月の教育委員会定例会議事録の承認でございますが、事務局からお話をいただきたいと思います。

○教育総務課課長補佐（角田克江） 大変申しわけございません。本来であれば事前に8月定例会議事録を調製したものを委員の皆様のお手元にお配りすべきところですが、事務の遅れがありまして調製がまだ済んでおりませんので、お配りすることができませんでした。議事録につきましては、来月の定例会までに調製して告示日のときまでにはお配りできるよう整えさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

○教育長（大友義孝） では、8月の教育委員会定例会の議事録につきましては、次回定例会までということでございます。ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを行います。

本日の会議には、3番留守委員さんをお願いいたします。4番千葉委員さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長の報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長の報告でございます。私から報告をさせていただきます。

教育長の報告という資料がございますので、これに基づいて説明をしたいと思います。

まず、主な報告事項でございますが、5点ほど掲げさせていただきました。

1つ目が、美里町議会の9月会議が9月4日から9月25日まで、今回は決算議会とも言われている議会でしたので、日数も少しかかっている状況でございます。後ほど教育次長から報告をさせていただきたいと思っております。

2つ目であります。北部教育事務所管内の教育長連絡会、これが10月1日の開催予定でございますので、会議の中身については後ほど委員会の中で、会議開催後お知らせしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

3つ目です。町内校長会の連絡事項といたしまして、次のページになりますが、平成30年9月町内校長会の連絡事項ということで、このような形で連絡をさせていただいております。はじめにというところから7番目までございますので、一読していただきたいと思っております。なお、5番目の宮城県北部教育事務所管内のところにあります(2)のところですが、平成31年度の校長・教頭等候補者選考、「等」というのは主幹教諭も入っているものですから、「等」という表示をさせていただきました。これが、面接試験が10月にこのような形で開催されることになってございます。(3)の平成30年度のブロック会議といいますのは、平成31年度からの教職員の人事調整でございます。これが、11月15日、涌谷町と美里町で行ってござ

して、今回の会場は涌谷町で開催する予定でございます。資料作成依頼（別紙）となっておりますが、この別紙の部分につきましては割愛をさせていただきました。

大きい点は以上のところでございます。

それから、ごめんなさい、7番目のその他で、平成30年度の教育委員会主催の芸術鑑賞会は中止しますということをお伝えいたしました。平成31年度に向けて、きちっとした対応をとらせていただきたいということでお願い申し上げ、各学校では今からでも独自で行える部分があればお願いしたいと。さらに、近隣の学校にお誘いをしていただきたいということもあわせてお願いさせていただきました。

それでは、前に戻ります。教育長の報告事項の中で（4）の南郷地域の学校教育のあり方等についてということでございます。これは、先日9月21日付で回答をさせていただきました。

（5）ですが、これは中身に2つございまして、1つ目が不審者によるおどかし事件ということで、9月19日河北新報の記事、21日の河北新報と朝日新聞の記事を載せさせていただきました。前に電話で報告したとおりでございますが、その後、21日の新聞を見ていただきたとおりでございます。実害はなかったということでございました。2）の建造物侵入事件ということでございますが、これは昨日……、一昨日ですか、25日の午後だったんですけども、新聞記事では遠田郡内の中学校の校舎内に侵入した疑いということでございますが、実際は不動堂中学校で発生してございます。いろいろと事後報告をいただきましたが、警察署のほうに連行されまして、午後9時半ごろだったのでしょうか、逮捕という形になったようでございます。現在も遠田警察署に拘留中ということでございます。そういったことで、この部分については夜遅くでございましたので、委員の皆様方には連絡はしなさいませんでした。こういったことが起きておりますので、各学校に注意喚起を促してございます。

続いて、次のページになりますが、主な行事それから会議の関係を載せさせていただきました。中段ごろにあります。9月8日土曜日に行われる予定でありました総合防災訓練、これは雨天のため中止となりました。それ以外、いろいろな行事があります。私が出席できない部分もありましたので、ただ主要な部分を載せさせていただきました。

以上が、教育長の報告ということにさせていただきますと思います。

また、追加資料でございましたが、南郷中学校同窓会からの大事なお知らせということも一緒に配付させていただいておりますので、お目通しをいただければと思います。

以上でございます。

それでは、教育長報告につきましてのご質問ございましたら賜りたいと思いますが、いかが

でしょうか。千葉委員さん。

○委員（千葉菜穂美） この、女子児童の方なんですけれども、学校に行かれていますか。

○教育長（大友義孝） その後ですね。これですね、21日でしたが、21日は校外学習だったんですね、たまたま。それには参加をしていたということで、それで連休になりましたので、連休後がちょっと心配だったんですが、何事もなかったように登校されているということでございますので、それにつけても、先生方の注意をしていただくようお願い申し上げているところです。いろいろご心配かけます。ありがとうございます。

そのほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、以上で教育長の報告について終了させていただきます。

日程 第3 報告第23号 平成30年度美里町議会9月会議について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3、報告第23号 平成30年度美里町議会9月会議について、これを教育次長から報告をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 皆さん、お疲れさまです。

本日お配りした資料に基づきましてご説明させていただきます。

報告23号 平成30年度美里町議会9月会議についてという資料をごらんください。

座って説明をさせていただきます。

まず、9月会議、第1日目と第2日目は一般質問の日程でございまして、1日目一般質問3人、第2日目も3人の議員さんからご質問をいただいております。全体で8人のご質問でしたので、そのうち6人から教育委員会関係のご質問をいただいたということになります。それで、一般質問の最初の通告ですね、一般質問の通告の部分、それからそれに対する最初の答弁につきましては、事前に配付させていただいておりますので、その部分の説明は本日は省略させていただきます。それで、最初の答弁の後にいただいた再質問や提言などについて、簡単になんですが、今日のご説明をさせていただきます。しかし、議場でいただいた言葉のメモとか、私の記憶の中での内容ですので、いろいろ抜けている部分はあるかと思っております。後日、9月会議の会議録も議会のホームページには掲載されると思っておりますので、詳細についてはそちらをごらんいただければと思います。

まず、最初の質問、手島牧世議員からですが、学校再編についてのご質問をいただいております。それで、再質問の中でいただいたものは、過去の意見交換会での出席者がやはり少ないということをご指摘いただきまして、会の持ち方、あるいは町民の皆さんの意見の把握の仕方を工夫してくださいというのが趣旨でございます。大勢集まった中ではなかなか話せない人もいますので、グループディスカッションのような形を取り入れてはどうかというようなご提案もいただいております。それから、学校の枠組みをとって、生徒同士のディスカッションもさせてみてはどうかというご提案もいただいたところでございます。それから、資料ですけれども、これは前回の説明会での資料のご指摘はいろいろいただいておりますが、内容が不十分でしたということで、住民がわかりやすい資料づくりを心がけていただきたいと。中にはお金の動きなども含めて説明をしていただきたい、魅力のある学校についてぜひ検討してほしいというようなご意見をいただいております。

2人目、鈴木宏通議員ですけれども、新学習指導要領についてのご質問をいただきました。再質問におきましては、新学習指導要領による変更点ですね、これらをきちんと保護者の方へ通知が必要ではないかというご意見でした。その際は、注釈をつけるなど、保護者にわかりやすく努めてほしいというお話をいただいております。

それから、英語教育指導員、各学校での配置状況についてご質問をいただいております。それから英語ですね、正式には外国語という教科になりますけれども、時間が増えるということで、児童の負担があるのではないかと、どのようにしてその時間を増やすのかというご質問をいただいております。

それから、デジタル教科書の導入についてご質問をいただきましたけれども、それらも特別支援の必要な児童もいることなので、前向きに教育委員会でも検討してほしいというご意見をいただいております。

それから、外国語の導入にともなって、これが教科となるということですね、いずれそうなれば教科としての評価も必要になるので、担任の先生のご理解なども重要ではないかというようなお話をいただいております。

3人目、福田淑子議員につきましては、ご質問は全国学力テストについてということですが、全国学力学習状況調査についてのご質問をいただいております。再質問でいただいたご意見につきましては、まず結果の把握の時期というのがちょっと質問でいただきまして、それにお答えしましたが、実際は4月の試験ですけれども、調査ですが、それが学校等で把握できるのは3カ月以上たってからであるということのご指摘をいただき、その指導の効果がどうなん

だろうと、それだけ期間がたってからで効果があるんでしょうかというようなご意見をいただいております。

それから、学力調査そのものが子供の負担、あるいは先生の負担になっているというご指摘をいただいております、それを公表することでなお負担が大きくなるのではないかと、教育委員会で検討いただきたいというようなご意見をいただいております。

2日目になります。9月5日です。まず、山岸三男議員は3つのご質問をいただいたところですけれども、再質問の中で、まず教育施設的环境整備につきましては、これは熱中症等の状況などに触れながら、エアコンの設置を検討していただきたいという趣旨の質問でございます。その中には、平成26年3月に出されました美里町学校教育環境審議会からの答申の中にも、児童生徒の生活環境の変化に対応した施設整備が望まれるという文面があるところを引用されて、ぜひ環境の整備をお願いしたいというご提言でございます。執行部に対しても、どこに予算を使うのか見きわめてほしいというご意見でございました。

それから、中学校の建設用地適地選定等業務委託の進捗状況については、町からは現在、第一選定を行う予定であるということをお答えしております。進捗状況についての確認ということでございました。

それから、新中学校の整備については、役場とか文化会館とかそういった主だった施設が近いところということで、山岸議員は以前から駅西の部分を推薦されておりますので、そういったところがいいのではないかというようなお話、それからそこであれば小牛田小学校の生徒とも歩いて行ったり来たりできるというようなお話もございました。それから、400メートルトラックのことについてご質問をいただきましたが、そういった立派な校庭を備えることで、公式の競技も誘致できるのではないかというようなお話もあったと思います。

それから、お2人目、前原吉宏議員につきましては、特色ある学校再編ビジョンについてというご質問をいただいておりますが、内容としましては、特色のある英語教育についてというのがまずございまして、美里町の国際交流協会が行っておりますウイノナ市との姉妹都市交流、こういった交流を生かしながら将来的には教職員の人事交流やあるいは学生さん、生徒さんの交換留学なども検討してはいかかかというようなご意見をいただいております。この姉妹都市交流が、美里町のように行っているところはほかにはなかなかないということで、子供たちに与える影響が非常に大きい事業なので、それをぜひ、新しい中学校を再編する際にはそういったことも考えて取り組んでいただければというふうなご提言をいただいております。

それから、東北学院大学が美里町の英語教育への支援について関心を持っているというご意

見をいただいております、町として教育委員会として、協力を依頼してはどうかというご質問をいただきまして、その点につきましては、教育長と私とで学院大学を訪問しまして、相談を既に行っているというご報告をいたしまして、学院大からは、小学校の夏休みなどを利用しました短期間の英語になじむようなプログラムはどうかということでご提言をいただいているということでお話をさせていただいております。

3人目の柳田議員ですが、中学校再編整備計画についてというご質問ですが、再質問の趣旨としては、立派な中学校を作るためにその予算がどれだけかかるのだろうかというご心配でのご質問です。理想を全て追うのではなく、妥協点を見つけるべきではないかというご提案ですね。なるべくお金のかからない方法で町民の声や議員の声も聞いて、それらの妥協点を見ながら進めてはどうかというようなお話をいただいております。

一般質問については、以上で、簡単ですけれども、終わりとさせていただきます。

それから、議案に入りまして、3日目、9月7日、6日は議会がお休みでして1日おいて9月7日になりますが、議案第20号で平成30年度美里町一般会計補正予算の議案について審議をいただいております。その写しを今回の資料につけておりまして、教育委員会に関係したところだけ抜粋して右側に丸印をつけてございます。

まず、この資料の3ページ、下のほうですね。東日本大震災復興推進基金繰入金、これは後の歳出で出てきます文化財関係の歳出予算の財源として繰り入れている歳入でございます。

次のページ、5ページになります。一番上ですね、雇用保険料本人納付金（教育総務課）2,000円とありますが、これは歳出で補正を組みました非常勤の幼稚園の先生の人件費に絡む本人の納付金、雇用保険料の納付金の歳入となります。

6ページ、7ページをごらんください。

教育委員会の予算ではないのですけれども、関係するところに丸をつけておきました。上のほうにあります職員予防接種委託料26万7,000円、これは保育所と幼稚園の職員で、はしかにかかったかどうか不明、もしくはかかっていない方で予防接種をしていない、もしくは予防接種が不明の方を調査したところ、保育所の職員12人、幼稚園の職員が12人おりまして、合わせて24人に予防接種をしていただくということで委託料の補正を、これは総務課で予算措置をしていただいております。この12人につきましては、総務課から通知をして、南郷病院で予防接種を受けていただくという予定になってございます。

それから、次のページ、9ページ下のほうですね、幼稚園費の非常勤一般職の報酬。こごた幼稚園で10月の末に産休に入る先生がおりまして、それで非常勤職員ということで11月か

ら3月までの5カ月の間お願いするために予算措置をしたところです。ただ、実はこの予算編成の後に、もう一方のごと幼稚園で正規の先生が産休に入ることがさらにわかったんですけれども、この補正予算には間に合わなかったんですね。しかも、その先生が予定では双子のお子さんだということで、産休が実は長くなるんですね。出産前の産休が通常だと8週間なんですが、双子以上ですと多胎児ということで14週になります。この職員の出産予定は来年、年を越してからなんです、予定日によっては12月の後半から産休に入る可能性があるということで、これは改めて12月の補正で非常勤の先生の予算措置が必要かなと思ってございますので、またその際にはご審議をいただければと思います。

それから、11ページですね。文化財保護事業、これは、主なものは印刷製本費です。これは、最初に歳入のところでご説明いたしましたけれども、東日本の震災復興推進基金というのがございまして、これはもともと復興交付金をもとにした基金なんですけれども、東日本大震災の後にその影響で居宅を建てかえる方のところで文化財の保蔵地ですとか隣接するところがあったところがあった場合は発掘調査が必要になります。通常、震災の影響がない方は、ご本人負担だったりするんですけれども、その震災の影響で建てる場合の調査が必要になった場合、復興交付金の基金の予算を使うことができるんですね。それで、今まで5件ほど補助金を出してその調査をしているんですが、それが24年度と25年度で行いましたがその後実績がないので、この基金を終了させましょうということで、防災管財課が管理しているんですが、30年度で終了にするということになったんです。そうなりますと、その基金を使った発掘調査ということで報告書を作成しなきゃいけないというのが一応ルールになっておりまして、そのために今回、今まで調査した内容の写真や文章などをまとめて、印刷して報告書を作るということになりまして、文化財担当でその作業に当たるため補正予算を組んだというのが今回のこの75万円の予算になっております。

それから、最後ですね、南郷学校給食センターの施設管理で、ガス・水道について計上をさせていただいたところ、このことについて議会でご質問いただきました、柳田議員から、このガス・水道料金が非常に高額ですがなぜですかということで質問いただきまして、これは以前、私が教育委員会の中でも話をしておりますが、給食センターにあるガス給湯器に不具合がありまして、ガス給湯器本体ではなく沸かしたお湯が途中給湯する配管の中で、地中で漏れていたということで、水道代も当然かかりますし、お湯を沸かし続けるためにガス代もかかりましたという説明をしたと思いますが、同じような説明を時系列で、3月くらいに発生してからの話をさせていただいて、それを発見するまでに期間がかかりましたので、これだけの水道とガス

代がかかりますというご説明をしてご理解をいただいたところでございます。

以上が、補正予算についての内容です。

続きまして、第22日、最終日になります。9月25日ですけれども、決算議会ということで、その間本会議ではなく分科会に分かれて決算審査を受けておりまして、それを各分科会の委員長が報告をし、最終的には本会議で決算を認定いただくという流れになるんですけれども、その最終日での行財政議会活性化調査特別委員会が、副議長が委員長になっておりますが、大橋議長に対する報告書を12ページから掲載させていただいております。

教育委員会にかかわる予算としましては、認定第1号、12ページにありますように平成29年度美里町一般会計歳入歳出決算認定についてということで、結果的には認定をいただきましたが、意見を付して認定ということで、その意見がどういうものかというのが13ページと14ページにございます。

教育委員会に関わるものとしては、1番の歳入について、収入未済額の解消に向け対策を強化されたいという意見です。収入未済額というのはどういうものかといいますと、幼稚園の保育料、学校給食費、奨学金の貸付金の返済ですね、それらの収入未済額がございましたので、それらの対策を強化されたいということのご指摘をいただいております。特に、現年度分、その収入未済額については各担当課が責任を持って当たりなさいということのご指摘をいただいております。過年度分については、今、徴収対策課というところで集中的にやっていますけれども、そちらで頑張っても、現年度分が未納で過年度分に流れるようではいつまでたっても終わらないので、現年度分はそれぞれの担当課で取り組むようにというご指摘をいただいております。

それから、この文面にはあとは教育委員会に関わるものはないんですけれども、口頭でご指摘を受けておるものがございます。それは、各小中学校の安全・安心対策事業というのがありまして、これは一斉メールですね、非常時、災害時、あるいは不審者が出た場合の一斉メールの仕組みがあるんですけれども、その際に引き渡し訓練というのを実施する、メールを流して保護者の方に学校に来ていただき、生徒さんをお引渡しするという訓練をしていないところがあるので是非してほしいというご指摘を口頭で受けまして、実は議場では、不動堂中学校という校名もちょっと出まして、実際分科会の中で聞かれたときにやっていないところという質問があったのでそういうお答えはしているんですが、していないところは是非実施させてくれというご指摘をいただいております。年に1回はするべきだろうというお話です。

それから、もう一つ口頭でご指摘いただいたのが、文化財の整理の部分です。分科会の中で

もお話が出たんですが、埋蔵文化財の発掘した物の整理、あるいはいろいろ寄贈いただいている文化財などあるんですが、そういった物の整理が進んでいるかどうかというご質問をいただいた際に、新しい物はなるべくするようにしていますが、過去の物、古い物がなかなか手つかずで残っていますという担当者からの回答がございまして、その部分でいただいたのが、臨時職員の配置を求めるといような口頭でのご指摘です。郷土資料館ができていますので、ボランティアだけではなく臨時職員も配置してその文化財の整理に当たるべきだというご指摘をいただいております。

これを受けて、本会議の中で決算の認定をいただきましたということになります。

それから、最終日に、教育民生常任委員会の報告というのが、資料として提出されました。それが15ページにある報告書です。委員長は福田淑子議員になりますが、内容としては、調査を行った小中学校のエアコン設置についての報告ということで、8月8日、私と伊藤補佐とこの常任委員会に呼ばれて、町内小中学校のエアコンの設置状況についてご説明をしたところですが、それを受けまして、ちょっとここには書いていなかったんですけども、実際は校長室、それから職員室あるいは保健室などにはエアコンはついているんですけども、趣旨としては、生徒たちの学ぶ一般教室にはエアコンはついておりませんので、熱中症等から守るためにエアコンの設置が是非必要であるという内容の報告書でございます。意見として、16ページにありますけれども、1、2、3とあります。幼稚園、小中学校のエアコン設置については早急に対処すべきである。あと、熱中症指数モニターについては、全教育施設へ早急に配備すべきであると。あと、財源確保のため国・県に対して補助拡大を強く要望すべきであるという調査結果として報告をいただきました。

それに続けて、17ページにありますけれども、議発第1号とあります、議員さんの発議によりまして、意見書を国に提出するという議案でございます。内容につきましてはやはりエアコン設置に関する補助の拡大を求める意見書を、18ページ、国の大臣あるいは議長に対して提出するという内容についてでございます。18ページの上のメモにちょっと書いておりましたけれども、同日、同じ内容で町長に対しても議会から意見書として提出されていると聞いてございます。内容は私まだ見ておりませんが、そういうご意見がありましたので一応ご報告をさせていただきます。

最後の、19ページには、参考資料ということで、たまたま昨日、河北新報に載った記事なんですけれども、今年度になりましてエアコン設置をするために予算措置をしましたという新聞、あるいはニュース等の報道が非常に多くありまして、それらが全てこちらに載っております。

すので、国の財政、2,400億円に拡充するというような報道がございまして、それにあわせて各市町でもこういった取り組みをされているという報道です。今日もたしか角田市だったと思うんですが、新聞ではエアコン設置についての報道があったと思います。そういった状況でございました。

私からは以上ですね、9月会議についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） 報告、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問ございますればお伺いいたします。よろしいですか。留守委員。

○委員（留守広行） 幼稚園の先生の産休につきまして、後からお一人わかったと、報告あったということでお話いただきました。ちょっとその規約のほうはわからないんですが、申告の時期とかいろいろそういう決まり事があるんでしょうから、そういうのあるのであれば、やっぱり先生のほう、園長先生を通して申告を早くいただくようにしていただいたほうが、これからの事務が、空白の期間が余らないようにしていただければと思います。以上です。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） わかりました。今回のお二人目の先生の情報をいただいたのが、8月の後半だったと思うんですけれども、9月の補正予算がもう全て固まってしまっていて出せないという時期だったんですね。なので、9月には出さないんですけれども、早くても12月の後半の産休になるだろうということで、12月の議会には何とか間に合いますねというところで、今整理させていただいております。9月、たしか6日くらいの健診でその予定日がはっきりわかるだろうということをおっしゃっていただいたんですけれども、まだちょっと報告いただけていないんですが、予定では産休に入るのは12月の20日くらいだったと記憶してございます。あと、園長先生方に、3日に園長会がございまして、そういった情報提供はなるべく早くいただくようにお話ししたいと思います。

○教育長（大友義孝） そのほか、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、報告第23号につきましては以上で終了させていただきます。

では、次に移りますが、ご提案申し上げたいと思います。

別紙のほうに平成30年9月教育委員会定例会における議事日程、一応つくって提示しておるところでございまして、秘密会とする案件が多数あると思っております。そこで、議事日程について変更したいと考えてございまして、これまで口頭でお話し申し上げましたが、紙ベースといいますか、資料であったほうがいいのかということも今回つくってみました。現在、

日程の3まで進んでございますけれども、順番にいきますと日程第4、日程第5、日程第6については、これまでは秘密会ということでさせていただいてきておるものでございます。それらを考えますと、右側のほうに変更後と表示してございます。この順番でいきますと、これから進めるべく日程第7、日程第8といきまして、その後にその他の1と2を先にさせていただきたいと思っております。その後、秘密会とすべき日程が日程第6、日程第4、日程第5、日程第9、日程第10となるのではないのかなということで、このように議事日程について変更をさせていただきたいと思いましたので、資料を提出させていただきました。

お諮りしたいと思いますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。続いて、それぞれ秘密会に当たる部分については、このとおり秘密会ということで進めさせていただいてもよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

それでは、次に日程第7のほうに入りますが、ここでちょっと休憩をとらせていただきたいと思います。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時17分

○委員長（大友義孝） それでは、休憩を解きまして再開をさせていただきます。

ただいまの人数、教育長含めて4人でございますので、成立はいたしております。

審議事項

日程 第7 議案第13号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針の一部改正について

○委員長（大友義孝） それでは、日程第7、議案第13号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針の一部改正についてを上程させていただきます。

まず、議案の部分についての提案理由をお願いしたいと思いますが、草刈館長、よろしくお願いいたします。

○課長補佐兼近代文学館館長（草刈明美） それでは、こちらのご提案をさせていただきます。

議案第13号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針の一部改正。

美里町近代文学館・南郷図書館運営方針の一部を次のように改正する。

内容としまして、「はじめに」の本部中「公立の施設として」を「町直営の公立施設として」に改める。

第2美里町近代文学館の現状と課題並びに運営方針等、Ⅲこれからの美里町近代文学館の運営サービスに次の1項を加える。

7 運営形態。美里町近代文学館・南郷図書館が住民へ円滑なサービスを行うために運営は町が直営で行います。

平成30年9月21日提出

美里町教育委員会 教育長 大友義孝

理由といたしまして、平成29年8月23日に教育委員会定例会で決定した美里町近代文学館・南郷図書館運営方針の中で、運営形態を町直営で行うことを明確にするための一部改正をするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

実際に、皆さんのお手元のほうに追加資料としまして、こちらの運営方針の改正の案といたしまして改正前と改正後を並べたものをお渡ししております。

1 ページのところ、開いていただくと白紙があるんですけども、そちらを飛ばしていただいて、1 ページ目のところです。下から2行目のところですが、美里町近代文学館は地域に根ざす図書館として、今後も公立の施設としてというところを、右のページ、今後も町直営の公立施設と改正をいたします。

それから、ページを開いていただいて16 ページ目です。

改正前は、6の職員体制だけで項目が終わっておりますけれども、右のほうの改正後になりますと、6職員体制の後に7という項目を新たにつけ足しまして、運営形態、美里町近代文学館・南郷図書館が住民への円滑なサービスを行うために運営は町が直営で行いますと改正になります。

そのようにさせていただきたいと思いますので、ご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（大友義孝） ただいま、議案そして提案理由の説明をいただきました。この議案につ

きまして、質疑があればお願いしたいと思います。

直営というしっかりとそれを明確にするという意味で、挿入するというこの理由であります。ご質疑ございませんか。後藤委員、お願いします。

○委員（後藤眞琴） これ、明確にするための理由はどういうことになりますか。

○課長補佐兼近代文学館館長（草刈明美） 去年、運営方針を皆さんで審議していただいたんですけども、その中で、私ども直営という言葉を使わないままで提出していただきましたので、やはりこちらの方針の中で直営という言葉が明確になることによって、他のいろいろなところにお話しする際にも、町が民間委託とかそういった制度を使うのではなくて、これまでどおり直営でやっていくんですよということを、方針の中できちんと謳いたいということで、今回このような改正をさせていただきたいと考えました。

○委員（後藤眞琴） 僕もこれ、明確にしたほうがいいんじゃないかと。今、民営化とかいろいろありますので、そういう話が出てきたときにはこういうところでもまた協議しなきゃならないということがはっきりしていますからね。このほうがいいだろうと思います。

○委員長（大友義孝） ありがとうございます。

そのほか、ご質疑ありませんか。なければ質疑を終結させていただきます。

討論に入ります。討論ございませんか。ありませんね。ないようですから、討論を終結させていただきます。

それでは、採決に入ります。議案第13号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針の一部改正について、本案は原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第13号については、現案のとおり可決されました。ありがとうございました。

日程 第8 議案第14号 美里町文化財保護委員会への諮問について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第8、議案第14号 美里町文化財保護委員会への諮問についてを上程させていただきます。議案、そして提案理由の説明をお願いいたします。岩渕技術主査でよろしいですか、お願いいたします。

○教育総務課文化財係技術主査（岩渕竜也） 美里町文化財保護委員会への諮問についてという

ことで議案を提出させていただきました。

諮問事項としましては、美里町の文化財保護活用に関する基本的なあり方についてというのがまず1つ、2つ目が、美里町郷土資料館の運営に関する基本的なあり方についてというものが2つ目、この2点についてですね、文化財保護委員会に諮問をして今後これらの基本的なあり方についてまとめていきたいということで提案させていただいているものでございます。

(案) とついているほうなんですけれども、諮問書の原案でございます。

諮問理由といたしまして、社会及び経済状況の変化に伴い、本町においてもさまざまな文化遺産の保護やその活用が求められていますと。また新たに設置された郷土資料館の運営についても住民の利用に資するように整備していく必要があります。このような状況の中で、美里町の文化財保護や郷土資料館の運営に関する基本的な考え方を整理し、業務と運営の適正化を図ることが重要な課題となっております。これらを総合的に検討し、本町における将来に向けた文化財保護活用等のあり方について基本的な考え方や具体的な方策のご審議をお願いいたしますということで、文化財保護委員会に対してこの2点の基本的なあり方を調査審議していただきたいという内容で、議案として提出させていただいております。よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） 提案理由の説明等、今いただきました。

それでは、本案についての質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。後藤委員、お願いいたします。

○委員（後藤眞琴） この、美里町文化財保護条例っていうのちょっと見ますと、第4条の第2項では、諮問のところそのまま読みますと、保護委員会は教育委員会の諮問に応じて、これ文化財の保存となっているんですね、文化財の保存及び活用に関する。条例のほうは保護に、文化財保護条例となっていますよね、そうすると保護と保存の意味がどうなのかと。それから、その保存及び活用に関する基本的な事項について調査審議並びにこれらの事項について教育委員会に建議すると。基本的な事項ってありますよね、その場合、この運営が基本的な事項に値するのかどうかというふうなこと、値するの、値しないの、というふうな、僕自身、余りどっちにというふうなこと、結論出ていないんですけれども、その辺のところ。それから、この諮問の理由の文言なんですけれども、諮問理由のところの、これ、前には文化財ってなっていて、文化遺産ってここではなっていますよね。そうすると文化遺産と文化財の違いはどの様なか。それから、この保護ってここでも使われていますよね、さっき言った。それから、また新たに設置された郷土資料館の運営についても住民の利用に資するよう整備していく必要がありますと。運営を整備するって、そういう言葉はありますか。これ、運営をとれば、郷土資

料館についても住民の利用に資するよう整備していく必要がありますと。運営を整備するというのは余り言わないんでないかと。それから、これ、先ほどと関わるんですけども、業務と運営の適正化を図ることが重要な課題となっておりますっていうのは、これは業務と運営というの、これ、文化財保護、ごめんなさい郷土資料館に関わることでないかと思うんです。それで、これが先ほど言いました基本的な事項に当たるのかどうかと、そういうことを考えて、それからその最後のところも、基本的な考えって、具体的な方策というのもこれも基本的な事項に当たるのかどうかっていうような疑問を持ったんですけども、いかがでしょうか。

○教育総務課文化財係技術主査（岩淵竜也） まず、1つ目の保護と保存という言葉の意味合いについてでございます。残されている物ですね、歴史的価値を持つ資料をその時点で守る手立ての一番最初の部分を保護と考えております。それで、その保護した物を長く残していくという意味合いを持つようになると保存という言葉に置きかわっていくものと考えております。

2つ目ですね、文化財保護の基本的な事項という点について、郷土資料館の運営というものまで含むのかという点についてですけども、郷土資料館自体がまず町の文化財の、今後それらの保護、保存、活用していく拠点となるべき場所だと考えております。そこについては、やはり文化財に専門的な知識をお持ちの方々からさまざまなご意見をいただきながら、今後活用していきたいと考えておりますので、町の文化財、文化遺産、それらを今後も業務として取り扱っていく中においても、郷土資料館の運営ということも基本的な事項に当てはまるのではないかと考えておまして、今回はその運営について、基本的なあり方について諮問したいと考えているところでございます。

その次に、文化財と文化遺産という言葉が混じっているのではないかとということでご指摘受けましたけれども、文化財も広い意味では文化遺産という形になります。制度上の文化財保護条例や文化財保護法の中で指定を受けた物が狭い意味での文化財という表現をいたしております。ただ、狭い意味での文化財も広い意味での文化財も、文化財って一つの言葉にしてしまうとちょっとわかりにくいので、指定文化財以外の歴史的価値を持つ物全てを含む言い方として文化遺産という言葉を使うことがございます。

また、郷土資料館の運営を整備するという言葉遣いについてはちょっとどうかということでご指摘いただきましたけれども、その辺についてはちょっと私もきちんと考え切れずに書いてしまった部分があるのかもしれませんが、今現在、まだ、常時開放にたどり着いていないということで、郷土資料館の展示物のみならず、そういった開館方法等も含めて今後体制を整えていかなければならないという思いがありまして、運営を整備というような書き方になってしま

った部分がありました。また、その基本的な事項ということでは、やはり先ほども申し上げましたように文化財業務全般と、それから今までは郷土資料館がなかったので、文化財業務の中で一時期だけ展示会を行ったりということがありましたが、これが郷土資料館がうまく体制が整って運営が軌道に乗っていきますと、文化財業務と資料館業務とちょっと切り離して考えざるを得ない部分というのが出てくるかと思っておりますが、そこに至るまでは運営も含めて基本的な事項と、文化財に関する基本的な事項と捉えていいのではないかというふうに現段階では考えているところでございます。

○委員（後藤眞琴） そうすると、資料館のほうは資料館のあり方及び運営のあり方についてというふうに入れておけば広い意味になりますよね。

それから、今、保護と保存の、僕もわからなかったので辞書で見ると、保護は気をつけて守ること、かばうこと、そんな意味で広辞苑にはあって、それで保存のほうはそのままの状態を保って失わないこと、現状のまま維持すること、そういうふうな意味で、保存のほうは文化財の場合では適しているんでないかと思ったんですけれども。その、条例を見るとね、あと、指定有形文化財とか、指定無形文化財とか、指定民族文化財とかあと指定史跡名勝天然記念物、それを文化財という定義にしている、その辺のところも考慮して、文面もうちょっと考えたほうがいいのかもしいかなと思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。じゃあ、この（案）の部分について、修正ちょっとかける形でいいのかな、「はい」の声あり）せつかくだから、修正案を承認してもらうほうがいいと思うんだけど、ちょっとこれ時間いただいてよろしいでしょうか。休憩させていただきます。

休憩 午後2時35分

再開 午後3時00分

○委員長（大友義孝） では、休憩を解きます。再開をさせていただきます。

ただいまの出席委員は教育長含めて4名でございます。成立しております。

では、休憩前にいろいろと質疑いただきました件について、修正部分について調整とっていただいたと思いますので、もう一度その説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課文化財係技術主査（岩淵竜也） 申し上げます。まず、議案のほうからですね。諮

問事項の(1)、ご指摘いただいた基本的という言葉が重複しますということでしたので、(1)美里町の文化財保護活用のあり方についてと修正いたしました。それから、(2)の部分、美里町郷土資料館のあり方及び運営のあり方についてと修正いたしました。

その下、理由部分ですね。美里町における文化財保護活用の今後のあり方と、美里町郷土資料館の将来に向けたあり方と、運営のと限定していた部分を省いて修正いたしております。

諮問書(案)のほうでございます。中ほどの、諮問事項の部分、議案書と同じように(1)(2)、これまで「関する基本的な」と入っていた部分を修正しております。(1)美里町文化財保護活用のあり方について、(2)美里町郷土資料館のあり方及び運営のあり方についてと修正しております。

諮問理由のほうも、ご指摘いただいた点を修正いたしました。社会及び経済状況の変化に伴い、本町においてもさまざまな文化遺産の保護やその活用が求められています。文化財という言葉、遺産という言葉についてご指摘いただきましたけれども、指定文化財以外の資料も全て含めるという意味合いで文化遺産という言葉をもそのまま使わせていただきました。その次、また、新たに設置された郷土資料館についても、住民の利用に資するよう整備していく必要がありますと。ここですね、運営という言葉が入っていたものをとりまして、修正いたしました。その次の段落、このような状況の中で、美里町の文化財保護や郷土資料館に関する基本的な考え方を整理することが重要な課題となっておりますと、最初の美里町の文化財保護や郷土資料館の運営と入っていた部分、それから考え方を整理し、業務と運営の適正化を図るといふような文言が入っていた部分を修正しております。最後の部分、これらを総合的に検討し、というところを省きまして、本町における将来に向けた文化財保護活用及び美里町郷土資料館のあり方及び運営のあり方について、基本的な考え方のご審議をお願いいたしますと。「等」としてまとめてしまっていた部分をきちんと表現し直しました。よろしく願いいたします。

○委員長(大友義孝) はい。わかりました。以上のような修正ということになりました。この修正部分につきまして、もとにでございますが、改めてご質疑頂戴したいと思いますが、質疑ありませんでしょうか。ありませんね。ありがとうございます。それでは、質疑を終結させていただきます。

討論に入ります。討論ありませんか。ありませんね。討論なしと認めますので終結させていただきます。

採決に入ります。議案第14号 美里町文化財保護委員会への諮問について、この部分については一部修正しております、修正部分についてお諮り申し上げたいと思います。本案は修正

案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手全員でございますので、議案第14号につきましては、可決されました。ありがとうございました。

それではちょっと休憩を、また、させていただきます。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時05分

○委員長（大友義孝） では、休憩を解いて再開をいたします。

その他

○教育長（大友義孝） それでは、その他案件に入ります。

その他の1点目であります、行事予定等についてお諮りしたいと思いますですが、事務局のほうで説明をお願いできますか。

○教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、行事予定表につきまして事務局から説明をしたいと思います。行事予定表につきましては、あらかじめ委員の皆様のお手元に配付しておりますので、主なものについて報告したいと思います。

まず、教育長報告の中にもありましたが、10月1日月曜日、北部管内教育長連絡会が大崎合同庁舎で開催されます。

翌日2日、火曜日ですが、第2回の特別支援教育コーディネーター連絡協議会が、こちら南郷庁舎で開催されます。

10月3日ですが、この日は遠田郡の小中学校の音楽祭が文化会館で開催されます。また、午後2時から南郷庁舎におきまして園長・所長会が開催されます。

それから、前回の会議のときに、10月4日と10月10日、どちらも午前9時30分から臨時会を開催する予定ですということをお話をさせていただきましたが、こちらにつきましては後ほどですね、会議の日程について再度調整をさせていただきたいと思います。

それから、10月は町内の各小中学校で学芸会、合唱コンクールが開催されます。まず、13日の土曜日ですが、小牛田小、青生小、南郷小学校で学芸会が開催されます。翌日14日曜日は不動堂中学校で合唱コンクールが開催されます。そして、20日土曜日になりますが、北浦小、中埴小の学芸会、それから小牛田中学校、南郷中学校では合唱コンクールが開催されます。

22日月曜日ですけれども、県の市町村教育委員会第2回目の教育長部会が午後から県庁で開催されます。

24日水曜日ですが、不動堂中学校におきまして指導主事訪問が開催されます。同じく24日は、姉妹都市でありますアメリカのウィノナ市への親善大使の派遣事業が行われまして、11月1日まで町内の中高校生が派遣されるという内容になっております。

27日土曜日、不動堂小学校で学芸会が開催されます。

あと、10月31日水曜日に町の心身障害児就学指導審議会が午後から南郷庁舎で開催されます。

それから欄外になりますが、毎週火曜日・木曜日、はなみずき教室を開催しております。

主な行事予定としては以上のとおりです。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。10月の行事予定については以上のような、今のところ予定でございます。この中で、教育委員会の臨時会の部分については、本日、学校再編についての協議がありますので、そこで確認をさせていただきたいと思っております。

それで、一応10月の定例会の日程だけを、ここで決めておきたいと思うんですが、25日か26日あたりという、通常でいえばそういうことになるんですが、いかがでしょうか、ご都合のほうは。

○教育総務課課長補佐（角田克江） そうですね、委員の皆様のご都合で25か26か。

○委員（留守広行） 25日希望です。

○教育長（大友義孝） 大丈夫ですか。（「はい」の声あり）じゃあ、25日の午後でいいですか、1時半からで。じゃあ、定例会を25日の1時半にしたいと思っております。場所はここでお願いします。

では、このその他案件、1つ目と2つ目は終了させてもらってよろしいですか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

では、次に日程第6に入るんですが、ここでまたちょっと休憩をとらせてください。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時14分

○委員長（大友義孝） では、休憩を解かせていただきます。審議に入りたいと思います。

【秘密会】

・ 報告

日程第4 報告第24号 平成30年度生徒指導に関する報告（8月分）

日程第5 報告第25号 平成30年度学習・生活習慣調査（第3回）に関する報告

日程第6 報告第26号 区域外就学について

・ 協議

日程第9 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

日程第10 美里町学校再編について（継続協議）

【秘密会】終了 午後5時38分

それでは、以上をもって本日の議事日程、議事案件については全て終了させていただきます。これをもって平成30年9月教育委員会定例会を終了させていただきたいと思います。閉会いたします。

どうも今日はありがとうございました。

午後5時39分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 角田克江が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____